

質問2. 1. で選択したトピックについて、具体的なご質問があればお書きください。

〈任意〉

42 件の回答

- 有識者の意見聴取とは具体的にどんなことをするのか。
- 各都道府県や政令都市、地方自治体における有識者の活用状況
- 事務量等の増加により、形骸化してしまう可能性について。
- 有識者に意見を求める時、その博物館の専門に近い有識者を選ぶのか？専門の近くない有識者を選ぶことはあるのか？
- 将来的に学芸員の採用がなくなった場合、登録の取り扱いはどうなるか？
- 当県では未だ有識者参考リストの扱いについて県教委から具体的な話がありません。県によって参考リストの使い方は様々と思いますが、積極的に使った県、そうでない県あれば、県側から有識者へのアプローチ状況について教えてください。今後、可能性としてどの程度の労力が期待されるか、想定しておきたいです。
- 登録審査の規定を反映した項目や観点について具体的な例を知る機会がありますか。
- 既存施設で登録を目指せるのか。部分的な改修等で対応できるのか。
- 有識者の意見と、担当行政（登録事務）との間の、一致あるいは不一致の取り扱い
当館は新しい博物館登録について終える事が出来ましたが、デジタルアーカイブについては、今後進めていく形となっています。デジタルアーカイブについて、どの程度の内容が求められるのか完成形が掴めておらず、教えて頂きたいです。
- 登録要件で、施設・設備に関する基準として高齢者・障がい者・外国人などの利用に困難を有する人たちへの配慮がなされていることが挙げられていますが、具体的な例をご教示いただきたいです。
- 旧登録館で新規登録が認められない場合、どのような点が問題になると想定されているでしょうか。
- 審査時にいただいた有識者からの意見を設置者等にお伝えした後、審査側はその後の定期報告でどの程度かわるべきものであるか。よい方向への取り組みがみられない場合も、申請時の有識者の意見を伝え続けることになるものか。（例えば規模や運営方針からみて専門人員を増やす努力をすべきといった意見も想定され、人事や財政面に絡む問題もあり得る。）
法の趣旨を理解している有識者を選定したいが、近隣に10月2日有識者研修会を受講した方がいない
- 登録申請の具体的な流れ、手順等について・他館の状況について
- 登録申請の具体的な手順、流れ等について・他館の申請、登録状況について
- 登録施設の審査基準、審査を通るための必要事項について助言を得ることができるのかをご教示下さい。
- 申請に係る事務は、実際のとこと何名で分担して行ったのが気になります。

令和5年度文化庁委託事業

「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業」

○登録申請に必要な書類

○稚拙な理解で申し訳ないですが、登録制度の基礎の基礎が知りたいと思っています。

●登録申請について都道府県から何も連絡がない

○審査の際の要件をどのように設定し、どこまで求めていくのでしょうか。

○各都道府県の状況等を知りたい

○審査において、どれくらいの時間が必要なのか。書類作成の分量感。現地に出かけるようなことはあるのか。そのさいの費用負担などの体制は。

○申請するにあたって具体的に何が必要か知りたい

○博物館相当施設から登録博物館に申請する際の注意点などお聞きしたいです。

○登録博物館申請のための内部の意思決定

○申請に必要な添付資料として「こういったものを求めている」といった具体的な事例を挙げていただきたい。

○申請から認定までのスケジュール感

○任期の有無、異動後の扱い

○有識者選定時の基準や意見聴取する事項

○自治体における登録申請の状況を知りたいと思っています。

○博物館法施行規則において、「学芸員に相当する職員」とはどのような経歴・経験の者を想定した定めなのか、法解釈の範疇である部分についても基準の内容が文書で示されないままであること。また、改正博物館法の趣旨を汲んだ「望ましい基準」が改正法の施行と同時に示されていれば、学識経験者も意見や助言がしやすかったはずであるが、いまだに「望ましい基準」が示されていないこと。

○秋田県では現時点で新登録制度についての申請が始まっておらず、どのような内容になるのかも不明のため、他県の状況について課題等も含めてお教えいただきたいです。

○現在、どのくらいの申請が出ているのか(何割くらいが申請したのか。)

○どのように有識者を選定しているか

○登録要件のハードルが高ければあえて申請しないと思ってしまう。

○企業博物館向けのマニュアルを今後整備していただきたくお願い申し上げます。

○審査会の開催にあたって、委員等をどのように選考したか。

○実地調査時に口頭による意見聴取を行う予定(登録事務担当者及び有識者が施設内部を視察し、申請者の説明を受けながら、有識者が質疑をする。当該質疑応答の記録を整理して意見聴取の結果として取り扱う。)ですが、実際の調査を引き受けていただく有識者の方にとって、どのような形式(現物を見ながら随時質疑をするのか、全て見終わった後に会議室で議論するのか)で意見聴取をするのが最も対応していただきやすいのでしょうか。

○基準の具体的な内容

質問4. 3. で選択したトピックについて、具体的なご質問があればお書きください。〈任意〉

38 件の回答

- 申請書類の具体的な内容、根拠資料の収集および作成方法
- 自然史系博物館における登録博物館におけるメリット
- 特に都道府県立のメリットと、登録博物館である必要性について
- 改正博物館法は博物館に求めることが多くなったが、非正規雇用職員も多い博物館でこれらに対応して、登録できるか？
- 申請時の必要書類の整え方・書き方はどうすればよいか具体的に知りたいです。
- 町立の博物館で町有地に建ててあるのですが、登記がされていません。登記をしなければ、申請は行えないのでしょうか？
- 当館の実情が登録要件を満たしているか、また満たせていない場合、どのような取り組みが必要か。
- 登録博物館になれば国の補助を受けられるような事業はありませんか
- 数年前に博物館相当施設の更新申請で、書類をそろえたり、実査の準備をしたりと、大学の事務局を巻き込んで、かなり大変な思いをしました。まさか、その直後に、法改正が行われ、指定施設になるにしても、登録施設になるにしても、またあの煩雑な手続きが必要なのかと思うと、正直、ウンザリしているところもあります。これまで、新登録制度に関する様々な講演会・シンポに参加しましたが、現場の人間としては、正直、そこまでして登録・指定施設にするメリットを感じていないが、かといって手続きをせずに放置しておくわけにもいかない。そのような理由で上記のトピックを選択しました。
- 税制優遇 補助金支援
- 登録により自治体の中で存在感がどう発揮できるか。当自治体(人口 6000 人台の山間部の町)では公共施設の統廃合が進みつつあり、博物館施設に対してはその機能を精査するより先に、廃止することによる節約額、職員引き上げによる本庁人材確保という場当たりのなメリットにしか目が向いていません。また、小規模行政の中では学芸員が一定の決定権をもつ管理職に就くのが難しく(もしくは時間がかかる)、現状では博物館機能を声高に叫ぶ現場の声が管理職の能力よりも単なる「博物館が個人的に好きか＝プライベートでも行くか」という経験値のあるなしに左右されています。登録に向けての管理職との協議や実際に登録されたことのアピール(マスコミ利用含む)による博物館の存在感は一時的に際立つと思いますが、その後も発揮していくには地道な博物館活動の継続、という綺麗ごとでは不十分なのが現実です。
- 登録博物館のメリット、具体例について聞きたいです。また、科学館が登録する意義について情報があればありがたいです。
- 専門学芸員の義務的配置
- 補助金等、予算的なメリット

令和5年度文化庁委託事業

「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業」

○地方の郷土資料館の運営継続が困難となる館も増えている昨今、新登録制度に期待できる点があれば伺いたいです。新制度そのものをまだ良く理解できていないところもあり、参加させて頂きました。

○これまでは博物館登録についてのメリット部分があまり語られていなかったように感じます。

○運営責任者や自治体理事者等への説明についても、具体的なメリットについて、事例等を用いて説明しやすい事柄が増えると、より登録について進むのではないかと思います。

○館長に関する規定が新設されましたが、具体的に不適合と考えられるケースについて知りたいと思っています。再登録に際しては、この点が大きなネックになると考えております。

○動物園の登録が少ないようであるが、全国的に新規申請状況がどのようなものであるか知りたい。

○自治体が設置者で指定管理者により館園を運営している場合に、運営規模や方針に見合った人員を整えるよう設置者に求める場合に、設置者が財政的な対応をしないまま指定管理者に人数指定の契約を持ち出す場合も考えられ、申請館側の躊躇もみられる。どのように対応しているか事例があれば知りたい。

○公立施設であれば登録申請可能ですか？（公立施設の登録申請に際し、所管が教育委員会又は、特定社会教育機関でないといけないのですか？）

○類似施設が登録となって実際に変わったこと

○資料借用の際に有利になる、資料修理の補助金等々、どのような利点があるのかをご教示下さい。また登録施設でないと資料借用ができないということがあるのでしょうか。

○指定管理者制度が導入されている場合、申請者は設置者となりますか？

○公立館におけるメリット

○これまでと何をどのように変更し、何を実現しようとしているのでしょうか。

○まちなか博物館でも「博物館」を名乗る事が出来るため、登録するメリット（できれば経営上のメリットが望ましい）をご教示ください

○博物館相当施設に対してのメリットを知りたい。

○申請で受理されない具体例などを知りたい

○「2」と同様に、全ての項目に強い関心を持っています。経験の共有を希望します。

○登録博物館になることのデメリットもお聞きしたいです。

○登録博物館になった後の事務手続きや体制について内部でどう対応していくか説明を求められることがあるため、既に登録博物館となっている館の課題について聞いてみたい。特にお金

○に関わる部分等があれば聞いてみたい。

○申請業務負担軽減の為、審査機関である自治体の窓口とのやり取りを極力減らしたいと考えている。現時点では手探り状態。他館に伺ったところ「一旦提出して不足する場合は指示が出る。終わるまでに時間がかかった。」という話を聞いている。申請してみないとわからないという部分はある意味事実だと思うが、確認時の必要事項は何なのか、具体的に許可が下りた資料の例示等は事前にこちらで確認できる状態にしたい。

令和5年度文化庁委託事業

「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業」

○登録博物館となるメリット(特に公立博物館)については、各館や各市町村教育委員会などから一番質問が多い事項であるので、改めてお示しいただきたい。

○特別交付税の申請が可能なのは、第4期博物館部会(第1回)資料「博物館法の改正による「底上げ」と「盛り立て」」記載のとおり、登録博物館のみであるという認識でよいか。第1期博物館部会(第2回)議事録P6の榎本課長の発言において「地方財政上は特にそういった(登録博物館や博物館相当施設といった)制約はありません。」とあったことから、どの説明が正しいのか今一度確認したい。

○アーカイブズの公開を現況で、できていません。全資料の何割とか、達成基準のようなものがあれば教えて戴きたいです。

○当館では外国語への対応が不十分であると強く感じており、現在対応策を協議中です。

○登録博物館制度は、博物館自体および市民にどれだけメリットがあるのか、博物館側から市民向けに発信できるよう、具体的に説明していただきたい。

○メリットは提示されているため、制度上の課題があれば事前に把握したい。

○公開承認施設更新の際に新制度下での申請が済んでいない場合は問題ないのか？

質問5. 新登録制度推進について、ご意見があればお書きください。〈任意〉

28 件の回答

- プラス面ばかりでなくマイナス面もきちんと共有してほしい。
- 博物館登録事務担当が専任でなく、兼任の場合が多く、なかなか手が回っていない。この状況を解消するサポートが必要
- 登録博物館になることのメリットやデメリットについて教えていただきたいです。
- ハードルが上がり、本来の趣旨から逸れる恐れがあるのと、それを乗り越えるだけのメリット(目標)の明確化が必要か。
- 私立博物館や大規模な国・公立博物館などが想定されており、多数を占める市町村立の小規模な博物館の現状に見合っていないように感じます。
- 一博物館員としての現時点での意見は、4に記載したことに尽きるのですが、それでも日本博物館協会と文化庁が協力して、このようにシンポジウムを開催するなどして、私たちの疑問・不安を解消し、新登録制度を推進しようとしていることについては、心強く思っています。現在、私たち、現場にいる人間が、新制度についてもっと理解を深め、博物館をよりよいかたちで次の世代に引き継いでいなければならないとも思っているところです。
- 当館も登録を目指しており、まだわからないことが多いので、色々な方面からも情報が得られればと思っています。
- 制度周知のため、登録館にプレート等を設置してPRするのはどうか(登録有形文化財(建造物)のようなイメージ)。
- 公益財団運営の登録館ですが、新規の登録によるメリット・意義を理解しにくい点が課題と考えています。新規登録のための事務作業量の増加を考えますと、よほどの説得力がある意義付けがなされなければ、新規登録についての理解を得にくいと感じています。
- まず所管施設の一部が指定施設となることを考えておりますので、そのための課題を現段階で探りたいと思います。
- 登録博物館になるメリットを博物館総合サイトに掲載してほしい。
- 現状、国が実施する研修等は、登録の有無を問わず受講でき、運営の補助金は登録の有無を問わず、ないと認識しています。当館にとっては、登録を受けるメリットとデメリットを比較すると、デメリット、特に事務手続き等の煩雑化が重いと考え登録には消極的な状況で、当館は自治体立ですが、類似施設のまま運営していく可能性が高いです。今後、登録を受けなければならないと考えさせる施策を打たれるのか、お聞きしたいです。
- まだ申請に着手ができていない状況ではあるが、申請するにあたり、申請書作成などの業務で、現業務が逼迫しないか、不安が大きい。やってみないとわからない部分が多いので、とにかく今回のフォーラムで、申請した施設の方々の経験を伺い、参考にしていきたいと考えている。
- 動きが全く見えないので進捗状況などお聞きしたいです

令和5年度文化庁委託事業

「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業」

○新登録制度が博物館の諸問題にどのように対応しようとし、対応できると想定しているのか、知りたいです。

○これまでいわゆる類似施設としてきた館は今後どのような立場になるのでしょうか。

○申請への取り組みがスローペースで進んでいるかなと感じています。現在登録博物館になっている各館が、どの時期に登録申請をしようとしているのか、あるいは今回は登録をしないつもりなのかのデータなどはあるでしょうか？申請時期を検討している館が、何がネックになって申請計画をたてられていないかも気になります。

○審査にかかる時間等を各自治体で公表いただければ、早めに申請するメリットが分かりやすい

○実効ある登録と、実効あるメリット。特に設置者が博物館を永年継続するにたるだけの後押しがあるしくみが必要かと思います。また、登録を途中で返上するような場合も、たまたまその時の政治状況で拙速にされないような歯止めがあればよいとも思いますが、そちらは難しいでしょうね。

○登録申請に関するQ&Aをまとめたウェブサイト等あればありがたい

○今後の文化・教育行政の方向性の中にどのように博物館制度の改革が位置付けられているのか、文科省・文化庁の公式な見解を、いま一度明らかにしていただきたい。

○具体的に新登録で何が変わるのか、何が期待されることになるのか、今後の見通しをお聞きしたいです。

○「みなし指定施設」における要件確認について、各教育委員会でどのように行っているか伺いたい。

○本制度を通し、学芸員の正職員としての雇用増大につながるような政策誘導が必要なのではないかと思います。

○新登録制度に対応するため、改善がなされていくことはいいことだと思いますが、どの程度対応できればいいのか、予算との兼ねあいもあり、判断が難しいです。

○登録が進んだ場合、国にはどのようなメリットがあるのか。海外の博物館事業も含めて目指す制度像を教えてください。

○自治体等所管の博物館も登録可能としていないのはなぜ？博物館法改正に伴い「某ミュージアム」(指定博物館)が登録可能か調査したところ、自治体所管の博物館は登録できないとのことでしたので、なぜ今回の制度見直しの対象ではないのか知りたいです。可能であれば回答いただければ幸いです。

○経過措置期間中の施設から登録・指定の継続(再申請・報告)に消極的な意見を複数頂戴しております。登録・指定のメリットがない(又は分からない)との意見が非常に多く、法改正の趣旨が十分に伝わっていないように感じるため、登録・指定のメリットとなる各種の優遇措置も含め、施設に対する広報に活用しやすい資料(一枚物)をまとめていただきたく存じます。

以上、2/27 取りまとめ(文責:日博協・澤井)